

衆議院議員選舉は 4月19日(日曜日)
参議院議員選舉は 4月24日(金曜日)

きれいな選舉で明るい政治

昭和28年第2回豊島区議会 = 3月16日開催



(写真説明) 本会議において挨拶する須藤区長
（上左）（上右）全員協議会
（下）

昭和二十八年第二回豊島区議会、継続会、三月十六日開催。去る九日本会議に継続して三月十六午後七時四十分元谷議長再開を宣し本

会議に入る。出席議員四十名、須藤区長の招集挨拶があつた後左記日程に入つた。

報告第一号昭和二十七年九月三十日現在、東京都豊

島区財産表の

報告、右報告

は再調査整理

の上、更に報

告する事とな

選
舉

東島区政公報

昭和28年4月1日
第41号
發行所
豊島区役所
課員金原行人
自 治 振 興 課
電話大通(46)1101-5
印 刷 株 式 會
音羽印刷

り一応撤回された。次に
日程第一議案第十三号債
務保証に関する件、

日程第二議案第十四号昭
和二十八年度東京都豊島区
公益質屋事業歳入歳出予算
日程第三議案第十五号昭

和二十八年度一時借入金に
関する件。

和二十八年度東京都豊島区
歳入歳出予算(別掲)

右四議案に就いては夫々
担当の常任委員長から報告
があつて、何づれも原案ど
おり可決決定され、同八時
三十一分閉会した。

一、申請期間

三月三十一日から四月六日まで

二、申請場所

区役所又は所属出張所

三、申請しなければならない方

三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在二十年に
達する方

四、居住三ヶ月に達する方

年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

五、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

六、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

補充選挙人名簿の調製

来る四月十九日行われる衆議院議員選挙及び
同月二十四日行われる参議院議員通常選挙には
昨年九月十五日現在調製の基本選挙人名簿と來
る三月三十一日現在をもつて調製する補充選挙
人名簿を使用致します。

補充選挙人名簿は次により調製致しますから
該当する方は必ず申請して下さい。

一、申請期間
三月三十一日から四月六日まで

二、申請場所

区役所又は所属出張所

三、申請しなければならない方

三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在二十年に
達する方

四、居住三ヶ月に達する方

年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

五、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

六、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

七、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

八、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

九、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

十、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

十一、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

十二、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

十三、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

十四、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

十五、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

十六、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

十七、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

十八、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

十九、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

二十、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

二十一、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

二十二、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

二十三、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

二十四、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

二十五、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

二十六、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

二十七、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

二十八、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

二十九、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

三十、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

三十一、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

三十二、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

三十三、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

三十四、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

三十五、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

三十六、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

三十七、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

三十八、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

三十九、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

四十、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

四十一、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

四十二、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

四十三、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

四十四、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

四十五、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

四十六、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

四十七、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

四十八、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

四十九、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

五十、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

五十一、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

五十二、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

五十三、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

五十四、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

五十五、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

五十六、縦覧及び異議申立期間

本年三月三十一日迄に海外から引揚げた方
（五）基本選挙人名簿に登録済の方

四月十日から四月十四日まで

五十七、縦覧場所

昨年九月十六日以後本区に転入した方で本
年三月三十一日現在年令二十年未満で
あつた方で本年三月三十一日現在三十年に
達する方

五十八、縦覧及び異議申立期間</p

昭和 28 年度

東京都豊島区歳入歳出予算

	(歳入)	単位円
区 使 用 料 及 手 数 料	税	248,009,014
寄 附 金		10,646,892
雜 收 入		7,700,001
公 營 企 業 及 財 產 收 入	入	18,736,142
綠 越 金		7,237,456
都 支 出 金	金	21,308,832
歳 入 合 計	計	4,557,553
		318,195,890

	(歳)	出	
議區土教文民產地財選統監徵戶住公諸予歲		19,073,059	
役	會所	112,231,165	
化生業方	木育休事經振產革調委稅籍登	22,846,009	
計查	育業務興	119,387,273	
民	會支備	1,426,061	
出	錄堂出	6,605,099	
	合	1,866,099	
		2,214,800	
		212,927	
		3,763,216	
		120,145	
		667,391	
		8,296,696	
		666,878	
		785,600	
		2,975,618	
		12,057,834	
		3,000,000	
		318,195,890	

卷之三

赤十字暴金

卷之三

自至期間赤十字社
（昭和二十七年八月法律第三百五号）が施行されて以来、赤十字社の基礎を固め、日本赤十字社が国際赤十字の一員として、博愛の精神を普及し、赤十字活動を強力に推進し、以て世界の平和と人類の福祉に貢献するため、赤十字社員の増強を図ると共に、広く一般からの資金を求める、之により所期の目的である各種事業、たとえば災害時の

本赤十字社
社員增强運動に御協力下さい

教養及び之が衛生保健看護の向上のため
め病院診療所の整備、家庭看護法の普及、
乳、幼児妊娠婦保養のための産院子供の家
の経営、身体障害者の厚生福祉事業、赤十字
字奉仕団による奉仕活動青少年赤十字隊の
推進等社会、福祉増進に関する色々の事業
等、を達成するため、赤十字社法施行後第
一回の赤十字募金運動を来る五月一日より
三十一日に亘り一ヶ月間実施することにな
りました。

了取て当初予算となりますと従来とも必ずしも年間財源を完全に掌握することが困難でありますため、一応年間を通じての予算ではありますが、所謂骨格予算と云いまして人件費を始め一般の経常的経費等避くことの出来ない予算即ち已むを得ぬ支出のみを計上する余譲無き状態に置かれているのであります。が殊に今回の当初予算に当りましては「東京都特別区財政調整に関する各条例」即ち各特別区間における区税收入と財政需要額とのアンバランスを是正しようと

昭和二十九年四月三日、實にござつて、
地方自治法の改正に伴い、区議会提案日が
早められた為、旧體中既に資料の蒐集に着手
手、三ヶ月有半の編成期を経て、総額三二
八、一九五・八九〇円の予算が去る三月九
日及び十六日の区議会の議を経て誕生致し
上記まで來ります。

区政の併合を附言で右様なこと。がよし所
ならないのでありますてこの觀点から所
恒例的事業経費は全くこれを採り入れ、
には各種重点事業の調査費等を計上し
「足取虫」の屈するにも似て、正に伸ば
とする姿が本予算の特異性であり、一面
区政の縮図とも表現し得るものであります
斯くして陽光と共に誕生致しました新
度予算は今後の機宜の執行と相俟つて足
ざるを補足して円満なる区政の發展に寄
し近き財源完全把握の時期に望みを懸け
満を持して期待するものであります。

為健全財政をモットーとする本区の方針全く消極的編成方針を探らざるを得なかつたのであります。

然し此の間に、区政は常に活動を続けおるのでありますて、事情の如何を問はば文の申是と粗疎する様なことはあつて

昭和二十八年度予算確定書

衛生講習全開講

3月26日上64月4日止下

昨夏における本区保健衛生委員会は、昨年二月迄の衛生相談会より二十ヶ所に設けられた南生モデル地区内の皆さん及び全区民の積極的な御理解ある協力によりまして、「郷」の名をもつて、豊島区「政」の元な「農地大久保」として各方面より驚異の眼をもつてみられ極めて優秀な成績を収めることが出来ました。二ヶ月に於て本年は更に昨年に倍する成績を挙げ、衛生課長選出に特に御協力を頼うたる点で二十六日より別表日程により町田農業保達所長外の講師により衛生相談員各位の御出席を経き、衛生講習会を開催致しております。

(講習会の日時及場所)

地区名	会場	日時
第1地区	仰高小学校	3月26日午后1時
第2地区	持習小学校	3月27日 //
第3地区	大明小学校	3月28日 //
第4地区	魏司谷中学校	3月31日 //
第5地区	昌白小学校	3月30日 //
第6地区	長崎小学校	4月1日 //
第7地区	椎名町小学校	4月2日 //
第8地区	千早小学校	4月3日 //
第9地区	要町小学校	4月4日 //